

児童扶養手当資格喪失届・受給者死亡届（未支払手当請求書）

		受 付 年 月 日	令和 年 月 日
氏 名		証 書 番 号	
住 所	〒 TEL ()		
資格がなくな った理由	イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チ・リ・ヌ・ル・ヲ・ワ ()		
資格喪失の 理由が発生 した 日	年 月 日 (年 月分以降辞退)		
※ 未支払手当請求の人だけ記入してください。			
請求者である 児 童 氏 名			
児 童 の 住 所			
支払金融機関	銀行	支 店	普通 ・ 口座番号
届 出 人 氏 名			
届 出 人 住 所			
この欄は、請求者である児童にかわって未支払の手当を受けとる人があるときに、その人の氏名・住所・児童との続柄を記入してください。			
氏 名	児童との続柄 ()		
住 所			

上記のとおり届出（請求）します。

令和 年 月 日

氏 名

土浦市長 安藤 真理子

様

※ 確認（添付）書類

- 1 住民票（除票）（令和 年 月 日 同居・同居無）確認
- 2 戸 籍（附票）（令和 年 月 日 婚姻・未届）確認
- 3 年金証書の写し
- 4 措置決定通知書の写し
- 5 児童扶養手当証書
- 6 その他事実が明らかになる書類 ()

注 意

- 1 「受給資格がなくなった理由」の欄は、次に掲げるところにより該当する文字を○で囲んでください。
なお、ロ、カ又はタを○で囲んだ場合は、その公的年金の種類を、ロに掲げるところにより、(イ)から(ツ)までの文字でかつこ内に記入してください。また、ヨを○で囲んだ場合は、その遺族補償の種類を、ヨに掲げるところにより、(1)から(8)までの数字でかつこ内に記入してください。この場合には「(変更)」を○で囲んでください。
 - イ 手当を受けている人が日本国内に住所を有しなくなった。
 - ロ 児童が手当を受けている母に監護されなくなった。
 - ハ 児童が手当を受けている父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）に監護されなくなり、又はこれと生計を同じくしなくなった。
 - ニ 児童が手当を受けている母又は父以外の人に養育（同居、監護、生計維持）されなくなった。
 - ホ 児童が死亡した。
 - ヘ 児童が日本国内に住所を有しなくなった。
 - ト 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。
 - チ 18歳に達した日の属する年度が終了した児童であつて児童扶養手当法施行令（以下「令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態にあつたものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなった。
 - リ 母の監護を受けている場合又は養育者の養育を受けている場合において、児童が父と生計を同じくするようになった。
 - ヌ 父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合において、児童が母と生計を同じくするようになった。
 - ル 母の婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）等により、児童が母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に養育されるようになった。
 - ヲ 父の婚姻等により、児童が父の配偶者に養育されるようになった。
 - ワ 次の(イ)から(チ)までのいずれにも該当しなくなった。
 - (イ) 父母が婚姻を解消した児童
 - (ロ) 父又は母が死亡した児童
 - (ハ) 父又は母が令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
 - (ニ) 父又は母の生死が明らかでない児童
 - (ホ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
 - (ヘ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - (ト) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - (チ) (ト)に該当するかどうかがか明らかな児童
- 2 手当を受けている人が死亡したときは、この届けではなく、戸籍の届出をしなければならない人に、受給者の死亡の届書を出してもらうことになります。